

仮設住宅は復興格差を拡げるか
——災害時における空き家を使用した共同生活の可能性について
経済学部 2 年 椿 夏葉
201508

序

2011 年の東日本大震災から今年で四年が経過した。年々メディアが伝える震災の話題も減少し、東北以外の地域に住む人々の中から徐々に震災の記憶が薄れていっているように思われる。中には、福島第一原発の問題を除き、東北の復興事業は順調に進んでいる、またはもうすでに完了していると思こんでいる人もいるだろう。しかし、東北現地では今もこの大災害は終わっていない。今年の三月、私は東北現地で未だ色濃く残る震災の傷跡を目の当たりにし衝撃を受けた。現在も数多く残る仮設住宅、沿岸部の所々に見られる盛り土工事、シャッター降ろされたままの商店街など、到底復興が終わったとは言えない状況が現状として広がっていた。

この状況を改善するにはどうしたらいいのだろうか。また、この状況から我々は何を学び、何を後世に伝えていくべきなのか。そう考えた時、東北現地で活動している NPO の方の「仮設住宅は本当に必要だったのだろうか。」という言葉思い出した。震災から月日が経つほどに、仮設住宅が復興の妨げとなることもあると彼は言うのだ。震災時、被災者のために仮設住宅を造ることは当然だと思い込んでいた私に、その言葉は寝耳に水だった。そこで今回のレポートを機に、仮設住宅建設の意義や実情から、仮設住宅は本当に復興格差の要因となり得るのかを検証した。また、もし仮設住宅の建設が被災地において適切でないとする、他にどういった対策を講じるのが適切であるのか、以下で私の考えを述べていく。

1・仮設住宅について

仮設住宅とは正式名称を「応急仮設住宅」といい、大規模災害などに際し住居を失った住民が多く発生した時に、災害救助法¹に基づき行政が貸与、設営する仮の住居のことである。実際の建設に関しては、全国 47 都道府県が協定を結ぶ社団法人プレハブ建築協会が音頭をとって協会の「規格建築部会」に加盟している全国の業者 14 社が手分けして仮設住宅の建築を行う。東日本大震災では、建築数が膨大であったため、協会内の『住宅部会』20 社も加わったが、それでも間に合わなかったため、公募された地元の建設業者も建設に関わった。このため、東日本の被災地には多種多様なタイプの仮設住宅が建設されることになった。

仮設住宅を建てることの最大の利点は短期間で建設可能であるということだ。東日本大震災では、震災発生から 5 万戸の建設まで要したおおよその期間は 200 日、つまり 1 日あたり約 250 件の仮設住宅が建設された。一番早い仮設住宅では災害発生から 1 ヶ月以内に

¹ 災害援助法

「昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号。災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。」以上、内閣府防災ホームページ『災害救助法の概要』(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo.html>) より

入居が決まった。この迅速な建設が、特に 3 月に発生した東日本大震災では寒さで凍死する人の数を減らすことができたと言われている。

一方、仮設住宅の問題点としては以下の四つが挙げられる。一つ目は立ち退き期限が設定されていることだ。前述の災害援助法に基づき、仮設住宅の入居期限は 2 年以内とされている。多くの場合復興事業の遅れから入居期限は 1 年ごとに延長されるが、入居者側には、いつ家から追い出されるかもわからない不安定な状況に置かれることへの精神的な負担がかかる。実際に、1995 年 1 月 17 日に発生した阪神淡路大震災後には以下のような事が問題となった。「震災から 15 年を経て借上げ公営住宅の退去問題が持ちあがった。県や市が民間から借り上げて公営住宅としてきたものが、20 年の契約期限が切れるから転居せよというのである。借り上げ公営住宅は、仮設住宅の閉鎖を急いだ行政が被災者をともかく早く恒久住宅に移すために、期限が来れば何とかすると言って被災者を入居させたものであった。当時 60 歳だった被災者はもうすぐ 80 歳である。転居を言い渡された被災者の中には自殺を考えたという人もいる。こうした復興の過程における二次的災害を『復興災害』と呼ぶが、『創造的復興』は、弱い人びとに『復興災害』をもたらしたのである。」²このように、長期的に見ると入居期限が被災者たちを追いつめてしまうことがある。

二つ目は仮設住宅が復興事業の妨げとなる場合もあるということだ。震災時、仮設住宅はより多くの人命を救うため、安全で程よく利便性に富んだ立地に設置されることが多い。当然、こうした場所は震災後、最も行政が産業振興や農業振興などの復興事業を行いたい場所なのである。例えば岩手県大船渡市では震災後、産業振興のため土地の埋め立てをしようとしたところ、その周辺に住んでいた人々との間で立ち退きに関する問題が発生した。おそらく、こうした復興事業の展開を見越した上での入居期限であろうが、そのために仮設住宅間でたらいまわしに遭う被災者もいる。

三つ目は仮設住宅にかかる費用の問題である。仮設住宅一戸あたりの建設費はおよそ 300～400 万円である。確かに一般の家屋の建設費と比較すると圧倒的に安価である。しかし、現在の日本人の平均年収がおよそ 400 万円であることを考えるとその額は決して安くない。東日本大震災では、一戸あたり 410 万円かけて 52191 戸の仮設住宅を建てたため、約 2140 億円が仮設住宅の建設費に費やされたことになる。これだけの予算をかけたものを 2 年経てば撤去してしまうのである。また費用関係のもう一つの問題として、仮設住宅では入居者から光熱費や水道代などのインフラにかかる負担が軽減されていることから、復興事業が進んでもなかなか仮設住宅から出ていかない入居者がいるということも挙げられる。特に再就職の困難な高齢者などに多く、復興事業の遅れの原因ともなる。

四つ目は仮設住宅への入居によって、それまで住んでいた地域で形成されていた人と人との繋がりが分断されてしまうことである。多くの場合、被災者は各々入居手続きを行うため、それまでの人間関係を保持することが困難となる。コミュニティ保持のため 10 世帯以上のまとまりでないと入居申し込みを受け付けないなどの機械的な例も現れているが、これでは地域の実情にあわず、また入居も遅れてしまう傾向にある。しかし、復興には住宅だけでなく、生活を支えるさまざまな施設や暮らしを分かち合う人間関係が欠かせない。例外的に集落のコミュニティを保持したまま仮設住宅に入居した例としては、岩手県陸前高田

² 塩崎賢明、2011 年、「これからの住まいをどうするか」、『大震災のなかで 私たちは何をすべきか』、岩波書店、150-151 頁

市の長洞元気村が挙げられる。この集落は東日本大震災当初、集落 60 世帯のうち、28 戸が津波に呑まれた。その後、住民自らが地権者と交渉をすることで集落内に仮設住宅の用地を確保した。さらにその住民たちは市や県も説得し、被災した世帯が集落の中で一緒に生活できる 26 戸の仮設住宅団地である長洞元気村を実現したのである。このように、住民ら自身の努力と震災以前からの強い絆によってコミュニティを守り切った長洞元気村は、震災から 1 年後には集落でワカメの養殖を再開するなどその復興活動は明らかに活発であるといえる。この例からも、震災からの復興にはやはりコミュニティが不可欠であると思われる。

2・仮設住宅は復興格差を拡げるか

前述の仮設住宅における問題点より、仮設住宅の存在が関連している復興格差は大きく分けて二つある。被災地ごとの地域間で起こる格差と、被災者各々の自己復興に起こる格差だ。地域間で起こる格差に関して、これには前述の仮設住宅における問題点の二つ目があてはまる。より被害の大きな地域ほどより早い復興が望まれる一方で、仮設住宅とそこに住む被災者たちの存在が因らずとも復興事業を遅れさせる要因となり、その結果地域間の復興進度に差が出ることもあるのである。

次に、各被災者の自己復興に関する格差とは、主に震災後の就労格差とそれに伴う所得格差のことである。震災当初は誰もが自身の財産を失い、仮設住宅で助け合いながら生活する。しかし震災から月日が経つと、働き口や資金援助元に恵まれた人々は仮設住宅を出て新生活へと踏み出す。その一方、そうした機会に恵まれないために家賃の支払いを不安視し、家賃や光熱費が無料または定額の仮設住宅に住み続けることを選択する人々も少なくはない。その結果として、最終的に経済的自立が困難な被災者が仮設住宅で身を寄せ合うという状況にもなりかねない。また、こうした所得の格差は、子供の教育の格差にも直結する。宮城県に拠点を置く『河北新報社』オンラインニュースの社説に、以下のような記事があがっていた。「震災で進学を断念した子どもは多い。日本政策金融公庫仙台支店がまとめた 2013 年度の教育ローン利用実績によると、震災後に激減した融資件数や額は持ち直してきたものの、震災前の 2010 年度と比べて福島が 28%減、宮城は 20%減となっている。家計の不安から、教育費の増加をためらう世帯は依然として多い。」³現在の日本では、高卒者の平均年収は、200 万～300 万円といわれている。これは職種によって程度の差こそあれ、大卒の平均年収より 180 万円ほど低い。このことから、家庭が低所得であったゆえに十分な教育を受けられなかった子供は、その教育格差から高収入の職業にも就けず、また連鎖的に所得格差の荒波へともまれることになる。

被災地においては、このような所得格差が仮設住宅によって拡がっているのではないだろうか。低所得者は仮設住宅から出ることもできないが、仮設住宅から出なければ十分に収入を得られるだけの就職先を見つけることは困難になる。前述のとおり、地域復興が進むにつれて仮設住宅に住む人々には常に転居や立ち退きという居住先の不安定性が伴うこともその要因であるように思われる。また、仮設住宅に入ることで従来のコミュニティから分断された状態では頼れるだけの人脈を得ることも難しい。ゆえに、被災者各々の自己復興にお

³ 社説「復興格差顕在化／支援策の再構築が急務だ」、2014 年 11 月 07 日、『河北新報』（電子版：http://www.kahoku.co.jp/editorial/20141107_01.html）

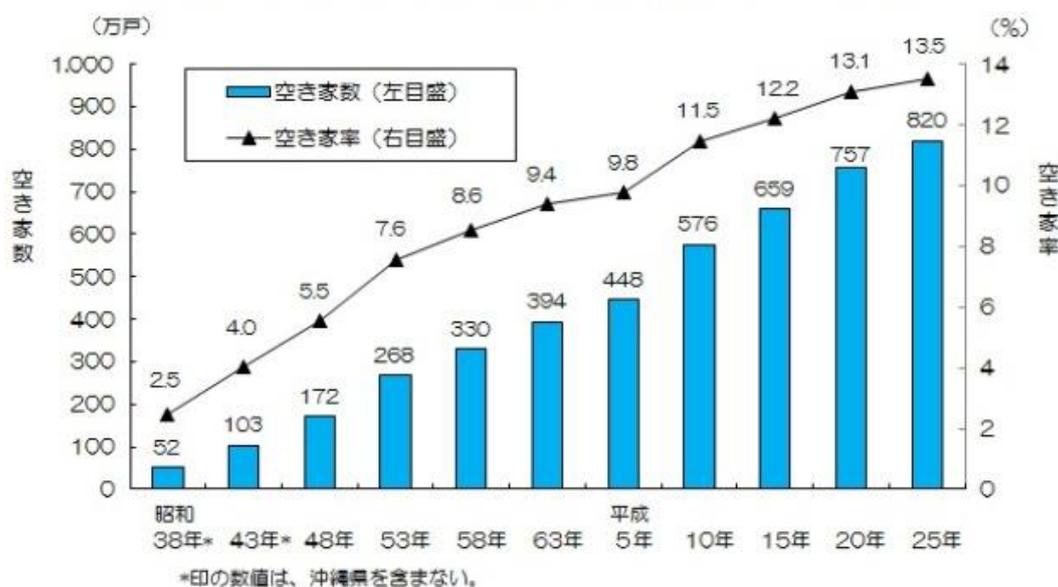
いても仮設住宅の存在がその妨げとなっているように思われる。

以上のことより、確かに仮設住宅は復興格差の要因となっているという結論に至った。では、仮設住宅の代わりとなるもので、前述の仮設住宅における問題点を改善できる仮住まいには、いったいどのようなものがあるだろうか。一つの案としては、有事の際のための市町村などによる空き家の共同管理が挙げられる。

3・日本における空き家の現状について

まずは日本における空き家の現状を、総務省統計局の平成 25 年度の調査⁴をもとに述べていく。この調査によると、平成 25 年度時点で空き家数は 820 万戸と過去最高となり、全国の住宅の 13.5%を占めていることが明らかとなった。図表 1 (同調査作成) からわかるように、空き家の数は年々増加しており、平成 5 年に 448 万戸だった空き家が、平成 25 年には 820 万戸とこの 20 年間で 1.8 倍になっている。また、空き家率でみると、平成 10 年に 1 割を超え 11.5%となり、その後も一貫して上昇を続けている。

図表 1 空き家数及び空き家率の推移—全国 (昭和38年～平成25年)



資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成25年は、速報集計結果)

⁴ 総務省統計局、「共同住宅の空き家について分析 —平成 25 年住宅・土地統計調査 (速報集計結果) からの推計—」(http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/10_1.htm)、2013 年

空き家の数その種類や建て方別にみたものが以下の図表 2（同調査作成）である。「賃貸用の住宅」と、世帯が長期にわたって不在の住宅、建て替えのために取り壊すこととなっている住宅等を含む「その他の住宅」が、全体の 90%以上を占めている。さらに「賃貸用

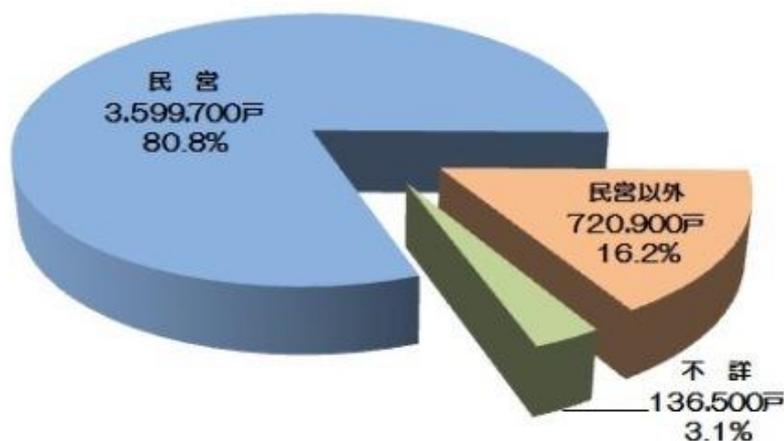
図表2 空き家の種類、建て方別空き家数ー全国（平成25年）

	総数	一戸建	長屋建	共同住宅
総数	8,196,400	2,999,400	454,000	4,713,300
二次的住宅	412,000	280,500	7,200	121,000
売却用の住宅	308,200	164,500	7,400	135,200
賃貸用の住宅	4,292,300	249,100	292,400	3,745,800
その他の住宅	3,183,900	2,305,300	146,900	711,300

資料：総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査」の調査情報を独自集計したもの

の住宅」を建て方別にみると、共同住宅の割合が 90%近くになっていることがわかる。以下、「賃貸用の住宅」及び「その他の住宅」をまとめて「賃貸用等空き家」とする。上述の賃貸用等空き家の 446 万戸について、その所有の種類別にみると図表 3（同調査作成）より民営の空き家が 360 万戸で全体の 81%を占めている。一方で民営以外の公営、公社、給与住宅等の空き家が 72 万戸で全体の 16%を占めていることから、民営の空き家が民営以外に比べ 5 倍の大きな値になっていると言える。

図表3 賃貸用等空き家（共同住宅）の所有の種類別
空き家数及び割合ー全国（平成25年）



資料：総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査」の調査情報を独自集計し、推計したもの

また、賃貸用等空き家の割合を都道府県別にみると、最も総空き家数が高いのが東京都の 64 万 5 千戸で全国の空き家の 15%近くを占めている。最も総空き家数が低い都道府県は島根県の 12900 戸であった。さらに、関東では茨城県と千葉県を除き、いずれの県でも全国平均を上回っていることから、特に都心で空き家の数が多いことがわかる。しかし、都道府県別の空き家率という点で見ると山梨県が 17.2%と最も高く、総空き家数が最も多かった東京都は全国で下から 6 番目の 10.9%にすぎなかった。このことから、空き家の数そのものは地方より都心の方が多いが、空き家率としては地方の方が都心より占める割合が高いと言える。（同調査作成の下図参照）

都道府県別空き家率（二次的住宅を除く）（平成20年，25年）

空き家率の高い都道府県

		平成25年	平成20年
1	山梨県	17.2%	16.2%
2	愛媛県	16.9%	14.5%
3	高知県	16.8%	15.7%
4	徳島県	16.6%	14.9%
5	香川県	16.6%	15.1%
6	鹿児島県	16.5%	14.8%
7	和歌山県	16.5%	16.5%
8	山口県	15.6%	14.6%
9	岡山県	15.4%	14.2%
10	広島県	15.3%	13.7%

空き家率の低い都道府県

		平成25年	平成20年
1	宮城県	9.1%	13.2%
2	沖縄県	9.8%	9.8%
3	山形県	10.1%	10.6%
4	埼玉県	10.6%	10.3%
5	神奈川県	10.6%	10.0%
6	東京都	10.9%	10.8%
7	福島県	11.0%	12.4%
8	滋賀県	11.6%	11.6%
9	千葉県	11.9%	12.0%
10	愛知県	12.0%	10.7%

以上より、日本において空き家の数は一貫した上昇傾向にあること、それは特に人の多く住む地域に多いこと、その大部分は民間の管理下にあることがわかる。

このような空き家の存在が近年問題となりつつある。長らく人の手が加えられていない空き家には、倒壊の恐れや衛生上の危険があるからだ。同上の調査によると、総数だけ見ても平成12年までに建てられた空き家が約211万戸と全体の50%弱を占めている。（同調査作成図表4参照）つまり、現在の空き家の半分は、15年以上空き家の状態にあるといえる。

図表4 賃貸用等空き家（共同住宅）の所有の種類、建築時期別空き家数—全国（平成25年）

	計	賃貸用等空き家数				(参考)	
		総数	民営	民営以外	不詳	二次的住宅	売却用
総数	4,713,300	4,457,000	3,599,700	720,900	136,500	121,000	135,200
(建築時期)							
～昭和45年	259,500	250,700	123,700	123,300	3,700	3,000	5,800
昭和45～55年	524,400	489,100	273,200	202,500	13,400	13,500	21,800
昭和56～平成2年	729,500	679,300	543,600	120,400	15,400	25,000	25,200
平成3～12年	744,200	693,900	560,400	117,900	15,500	22,200	28,100
平成13～17年	303,600	283,600	237,900	38,800	6,900	9,600	10,500
平成18～22年	310,700	288,300	248,600	33,500	6,300	9,300	13,100
平成23～25年9月	101,600	87,900	71,600	13,500	2,800	1,600	12,100
不詳	1,739,900	1,684,100	1,540,600	71,100	72,400	37,000	18,800

資料：総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査」の調査情報を独自集計し、推計したもの

こうした空き家に対し政府は、2015年5月26日より倒壊の恐れや衛生上の問題がある空き家について、市町村が所有者に撤去を命令できる空き家対策特別措置法を全面施行した。しかし、この法規制には誰がどの程度解体費を負担するのかなどの課題が残っている。

4・空き家の共同管理について

以上のように、年々増加、老朽化し人々の害となりつつある空き家を、撤去するのではなく改修し、有事の際に仮設住宅の代替品として共同で使うことはできないだろうかとは私は考える。具体的には、空き家の8割を占める民営の空き家を、個人の所有物としてではなく、市町村などの共有財産として平常時から保持、管理し、震災時にはそこで共同生活を営む。こうすることで、地域で形成してきた人と人との繋がりは断たれることなく、また新規

に建設する仮設住宅の数を減らすことができるため、より多くの費用と時間を復興事業に費やすことができる。

空き家の利用という点でのみにおいては、似た事例として東日本大震災で実際に行われた「みなし仮設」が挙げられる。これは、国や自治体が民間の賃貸住宅の空き住戸を借り上げ、被災者に提供する制度で、東日本大震災で初めて適用された。元々空き住宅があった仙台市などの都市部では、たくさんの人がこの「みなし仮設」に住むこととなった。また、「みなし仮設」のおかげで当初は10万戸を超えと言われた仮設の建設数が5万戸強でおさまった。しかし、この制度は迅速に被災者に住居が提供できたという側面がある一方で、結局は被災者がバラバラに入居してしまうため、その後の支援が行き届きにくいという課題が残った。

コミュニティを保持したまま空き家に入居するためには、やはり平常時から市町村などのある単位の元、入居先を決めて管理しておくべきであると考えられる。それに際して以下の五つの点が問題となってくると考えられる。一つ目は空き家の大きさの問題である。同上の調査によると床面積別の空き家の割合は、民営の空き家で50平方メートル未満の住宅が、民営の空き家全体の約半数を占めており、面積規模の小さい住宅が比較的多いとわかる。逆に面積規模の大きい70平方メートル以上の住宅は24万戸で、全体の7%にすぎず、共同生活をおくるほどの空き家を、市町村に住む人口の数だけ確保するのは困難であるといえる。この点に関しては、市町村などが管理する中で耐震補強やバリアフリー化を含め、共同生活を可能にする増改築を行う他ないとする。

二つ目は空き家の管理費用の問題である。商業施設などへの利活用に取り組む場合でも、補修、改修費用は500～1000万程度必要となる。これだけの費用を常に財政難が騒がれる市町村や自治体が確保するのは難しい。行政に頼り切らない、一つの資金繰りの工夫としては、空き家にかかる費用を住民による共済方式にすることを提案する。共済に参加している住民は共同管理する空き家を、平常時はコミュニティ施設として利用し、災害時には仮住まいとして使用できるようにするのである。こうすることで、同時により具体的に入居者を決めることや、共済加入者同士のコミュニティを形成することもできると思われる。

三つ目は法律上の制限である。地域によって異なるが、空き家の中には歴史的、文化的な価値を有するものも少なくない。財団法人「日本住宅総合センター」の報告によると、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区内の空き家を利活用する場合、不燃化や接道状況等に関する建築基準法の制限が条例により緩和される場合もあるが、原則として、建築物・工作物の新築、増築、改築、移転または除去や、外観の変更、土地形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取は市町村の許可が必要な行為となる。また、登録有形文化財として登録された場合、指定文化財に比べ厳密な保存は求められず、内部の改装などに対する自由度は高いものの、外観の大幅な変更などには届出が必要となる。⁵ これらを市町村などによる共同管理とする場合、どこまでその行為を許すのか、そもそも、そういった貴重な家屋を共同生活の場として提供していいのかが課題となる。

さらに、同報告によると、空き家の利活用は都市郊外部や過疎地域等において行われるケースが多く、取り組みに際しては土地利用関係法規との整合が問題となりうる。都市計画法

⁵ 財団法人「日本住宅総合センター」、2010年、『空き屋再生等による地域活性化への取り組みと課題』、7頁

に基づく市街化調整区域内の場合、改修時に用途変更の手続きが必要となった事例もある。このほか、空き家を小規模な農地と一体で賃貸する場合、農地に関する権利の設定・移転には農地法 3 条に基づく許可の対象となる可能性があったが、構造改革特区の措置が平成 15 年 9 月に全国展開され、家庭菜園として利用されるなど、社会通念上権利移動等の規制の対象とすべきでないものについては、農地法上の農地と見なさない旨が明確化された。⁶以上の事例からもわかるように、家屋の管理に関しては地域にもよるが、様々な規制がかかることを考慮したうえで増改築に取り掛かる必要があると言える。

四つ目は、空き家の改修に際して伝統的な工法に関する知識を有する大工や建築士等による支援が求められることだ。特に古民家等伝統工法による住宅を転用する場合は、冷暖房や水回りの設備の整備に加え、茅葺屋根に用いる茅などの資材の調達なども課題となる。ゆえに、市町村は地元の職人と連携することが不可欠であるといえる。

五つ目は管理する空き家の場所の問題である。例えばある市町村が、同じ市町村内の空き家を共同管理していたとして、果たしてその空き家は必ずしも災害時に倒壊していないといえるだろうか。東日本大震災のような地震被害に加え津波被害を含む災害が起こったとして、共同管理していた空き家は仮設住宅の代わりとして災害後すぐにでも入居ができる状態にあることはまずないだろう。この問題は、空き家の管理において人口規模や空き家数の近い市町村同士の姉妹都市的な同盟関係を結ぶことで解決できると考える。具体的には、ある市町村が空き家を管理する際、その市町村から離れた地域にあり、同程度の人口規模と空き家数を持つ市町村と同盟関係を結び、お互いに有事の際にはお互いの管理する空き家を提供するというものだ。例えば、空き家数も高いが同様に人口も多い都心は、周辺のいくつかの地域と同盟を結び、有事の際にはコミュニティごとに周辺に移動する。こうすることで、たとえ災害で自市町村の空き家が使用不可能になっても、確実に仮住まいの確保が可能になる。また、同盟関係にある市町村間で空き家にかかる予算を共同管理とすれば、さらに公平に空き家を利活用できるように思われる。

以上が私の考える具体的な空き家の共同管理の方法である。

5・共同生活に関して

ここまで仮設住宅の代わりに空き家で被災者同士が共同生活をおくることの利点とその方法を述べてきた。しかし、実際に空き家を提供したとして共同生活の場は機能するのだろうか。ウィリアム・モリスの『ユートピアだより』に基づく思想をもとに、共同生活の理想について述べていきたい。

共同生活で重要な点は以下の三点であるように思われる。一つ目は共同体の単位である。ここまで私は空き家を管理する共同体の単位を市町村など、と述べてきたが、それは共同体の規模が大きすぎても小さすぎても共同生活の場として成立しないと考えたからである。では、共同体の単位としてどの程度の規模が望ましいといえるのだろうか。モリスの思想では、共同体社会主義の共同体の単位は地域のコミュニティとしての「教区（バリッシュ）」

⁶ 財団法人「日本住宅総合センター」、2010年、『空き屋再生等による地域活性化への取り組みと課題』、8頁

であり、共同体の組織は宗教的な倫理観が強い「共生」に基づくものである。⁷ここでの宗教的な倫理観とは、宗教が倫理と一体化した形で、そこでの生活の規範や習慣として人々の間で機能していることを指す。⁸またモリスは、「町村自治区（コミュニオン）」や「地区（ウォード）」といった単位も例として取り上げている。これらの単位で、共同体は「集会（モート）」を開き、各々の提案について多数決で決めるのである。⁹この提案に対して意見が大きく異なった場合に関して、モリスは以下のように述べている。「社会の幸福に影響しない単なる個人的な問題では、意見の相違などというものはありえなくて、だれもが自分の好きなようにするのは、いいです。しかし問題が社会全体に共通の利害関係を有していて、実行の有無が全員に影響する場合、多数派の意志に従わねばなりません。」¹⁰さらにモリスの考えでは、たとえ意見が対立したとしてもそれは実際的な事柄、それも移りゆく出来事に関わるものであって、人を永久に分け隔てるものではない。ゆえに、共同体内で敵対しあう党派が固定されるのは望ましくないとしている。¹¹

モリスの共同体の単位に関する考え方はキリスト教社会的であるため、一見するとあまりキリスト教信仰の根付いていない日本では適用できないように見受けられる。しかし、ここで重要なのはキリスト教を信仰していることではなく、共同体に属する人々が似通った倫理観を持っていることである。地域差もあるが、日本はもともと土着信仰の強く、それに基づく倫理観が生活の中に溶け込んでいる国である。ゆえに、そうした倫理観に基づいた区分を共同体の単位として用いることもできると考える。

二つ目は、共同で行う仕事が正常に機能するかどうかである。共同経営の理想に対する批判の要因としてよく挙げられるのが、同じ仕事でも人によって能力や取り組み方が異なるため、仕事の仕方が不公平になるのではないかという意見だ。その不公平さゆえに、経営者たちは仕事に対するモチベーションを維持できなくなり、最終的には共同経営が成り立たなくなるのである。これに対してモリスは、貨幣経済の撤廃された社会を仮定し、そこでは人々は名誉が得られるだろう、豊かになれるだろうという希望をいだいて仕事をするため、すべての仕事が楽しめるものになっていると考えている。そうした希望があれば、実際には楽しくない仕事に対しても、心地よい興奮が引き起こされたため、皆が陽気に仕事に取り掛かれるのである。¹²おそらくそこに公平、不公平の考えは存在しない。この思想は、前提として貨幣経済が撤廃された社会を置いていることから現実社会で適用することは不可能に思われる。しかし、それが災害時の共同生活の場合はどうだろうか。災害時、多くの人々は命からがら避難してくるため財産の大半を失っている。また、災害による混乱で貨幣が通用する状況でもないと考えられる。ゆえに、災害時においては貨幣経済の撤廃された社会に近い状況が形成されていると仮定でき、そのため人々は共同生活の中で希望をもとに作業に従事できると思われる。

⁷ 大内秀明、『ウィリアム・モリスのマルクス主義 アーツ&クラフツ運動を支えた思想』、2012年、平凡社出版、146頁

⁸ 大内秀明、『ウィリアム・モリスのマルクス主義 アーツ&クラフツ運動を支えた思想』、2012年、平凡社出版、182頁

⁹ ウィリアム・モリス、『ユートピアだより』、2013年、岩波文庫

¹⁰ 同上、166頁

¹¹ 同上、163-164頁

¹² ウィリアム・モリス、『ユートピアだより』、2013年、岩波文庫、90,94,174頁

また、現実に震災時の共同生活は成立すると示したのがレベッカ・ソルニットだ。様々な災害と、その中で生きる人々の研究を続ける彼女は、著書『災害ユートピア』において、災害時に市民の間では「立ち直りの速さや気前の良さ、そして別の種類の社会を即席に作る能力」が示され、さらに「人とつながりたい、何かに参加したい、人の役に立ち、目的のために邁進したいというわたしたちの欲求」が明らかになると述べている。¹³震災時に人は驚くほど利他的になり、またそのことに言いようのない喜びを感じるのだという彼女の主張から考えても、空き家での共同生活は成立可能であると思われる。

三つ目は高齢者、障害者、病弱者の扱いに関する問題である。現在日本で行われている具体的な対策としては、「ケア付き仮設住宅」の供給があるが、実際に徹底されているとは言えない。こうした身体的理由から仕事に就けず、共同生活に貢献することの困難な人々の扱いに関してモリスの思想では触れられていない。しかし、現実社会において彼らの介護は不可欠であり、それは何も災害時に限ることではない。ここで問題となるのが、斎藤有紀子が言うところの「ケアのジレンマ」である。ケアのジレンマとは、「人手が少なければ少ないほど、患者が不自由であればあるほど、必然的に、ケアに携わる人の、解放感や自由な時間が侵食されること」である。それはケアに携わるうえで仕方ないことであるものの、心地よいことではなく、心身に過度な負担をかけることにも繋がると斎藤は述べる。¹⁴特にケアに携わる人々は、「自分の努力で済むことならば、多少のことは我慢する。楽にケアをすることには、何か罪悪感を伴う」自己解決志向の傾向にあり、このことがさらに彼らのストレスを生むのである。このようにして形成された患者とケアスタッフとの閉じた関係は、社会から次第に孤立し、ついにはケアスタッフの失踪や自殺という形で破綻することも少なくないのだという¹⁵。

ケアの現場におけるこうした最悪の事態を回避するため、我々ができることとして「ケアスタッフをささえる社会が不可欠である」と斎藤は主張する¹⁶。確かに、専門的な知識や技術が必要な場合、ケアに携わる人の心身の負担を第三者が完全に肩代わりすることは不可能である。しかし、第三者がケアに携わる人々を労り、彼らへの思いやりを示すことは可能である。そうすることでケアに携わる人々の心身の負担が軽減し、ケアという仕事へのやりがいを感じる気持ちの中におさまらるだろう。斎藤のこの主張に対し、そうした優しさは誰もが困難の中にある震災時にこそ発揮されるべきだと私は考える。ケアされる人に限らない、優しさによる相互扶助が、ケアという一つの労働に対してモリスの言うところの「心地よい興奮」¹⁷を引き出すのである。

6・震災時における空き家での共同生活の実現性について

ここまで仮設住宅の抱える問題点から、災害時の空き家を使用した共同生活の可能性に

¹³ レベッカ・ソルニット、『災害ユートピア』、2010年、亜紀書房、428頁

¹⁴ 斎藤有紀子、「ささえる人をささえる」、1990年、『「ささえあい」の人間学—私たちすべてが「老人」+「障害者」+「末期患者」となる時代の社会原理の探求—』、法蔵館、190-191頁

¹⁵ 同上、192-193頁

¹⁶ 同上、194頁

¹⁷ ウィリアム・モリス、『ユートピアだより』、2013年、岩波文庫、174頁

ついて論じてきた。論旨の流れ上、仮設住宅の問題点を挙げ、仮設住宅の代替品として空き家での共同生活を挙げてきたが、実際には仮設住宅には仮設住宅の、空き家には空き家の良さがあり、その両方をバランス良く使用することが理想である。また、仮設住宅の二つ目の問題点として費用面の問題を挙げたが、本来復興予算とは被災者たちのためにあるものであり、こうした最低限生活に必要なものの調達という面でその予算を惜しむべきではない。東日本大震災の際は、19兆円あった復興予算が復興以外の事業に流用され、その結果震災から5年間で復興予算が底をついたとして話題になったが、その問題から考えると仮設住宅にかかった2000億円など造作もないことである。確かに問題点も多々あるが、一概に仮設住宅を蔑ろにするべきではない。特に、仮設住宅と空き家では、市町村や政府が一方向的に与えることができるか、市町村や政府だけでなく地域住民の同意が必要かという点で大きく異なり、そこが空き家使用一辺倒になることのできない最大の要因である。

地域住民の同意が得られない場合に考えられる理由の一つは、やはり空き家の改修にかかる初期投資額の大きさである。上記ではその解決策として住民による共済方式を提案したが、自分の代で幾ら投資しようとも、自分が被災しなければ使うことのない空き家に果たしてどれほどの人が投資するだろうか。自主参加型の避難訓練と同様、人々の中でこの事業への投資の優先順位は低くなると予想される。それに対し、授業内のディベートで、まずは近いうちに自然災害が起こると思われる地域で優先して、住民にこの投資への必要性を具体的に説明し、制度の導入を図るべきではないかという意見が出た。確かに、自身の身に差し迫った問題であることを示すことで当事者意識を生み、問題の対策方法に向き合わせるのには有効な手であるように思われる。しかし高尾堅司は人間のリスク評価について、例えば航空機は自動車に比べて客観的にはリスクが低いにも関わらず、主観的には航空機の方が危険視されていることからわかるように、人々は常に主観を完全に排して客観的に物事を理解しているわけではなく、それ故に客観的には喫緊に対策が求められる事象を軽視してしまい、結果的に災難に見舞われることもあると指摘している。¹⁸故に、この解決策は理想的だが現実的でないと言える。

では、どうすればより多くの方が震災時に共同生活の場を設けるための投資に関心を向けるようになるだろうか。現時点で、その解決策はレベッカ・ソルニットが言うところの「市民の愛」を持つこと他ないと思われる。市民の愛とは、「見知らぬ者同士の愛、自分の町に対する愛、大きな何かに帰属し、意味のある仕事をするに対する愛」¹⁹と表現されている。彼女によると、この愛を持つことこそが「生きる意味と目的を持ち続けること」²⁰に繋がるが、この愛は現代社会において認められておらず、それ故に日常生活は災難なのである。また、この愛によって「気前がよく、立ち直りが早く、他人に共感でき、勇敢」な人間の本質が導かれるが、これは少数派権力とメディアの思い込みによって抑圧されている。²¹それ故、そういったものの機能が途切れた震災時にこそ、人間が本来持つ本質が表に出てくるのだとレベッカは主張する。すなわち、人々がそうした抑圧から市民の愛を解放することで、より広い視野で以て社会への理解を深めることができるのである。「何を信じるかが問

¹⁸ 高尾堅司、「災害とコミュニティ」、2013年、『コミュニティの社会心理学』、ナカニシヤ出版、69頁

¹⁹ レベッカ・ソルニット、『災害ユートピア』、2010年、亜紀書房、429頁

²⁰ 同上、428頁

²¹ 同上、20頁

題だ」²²というのは彼女が著書の冒頭で述べていることだ。人間の本質的な愛が、災害後に限らず機能することこそが、将来的な防災意識の向上にも繋がるのではないかと思われる。

【参考文献】

- ・レベッカ・ソルニット、『災害ユートピア』、2010年、亜紀書房、
- ・加藤潤三ほか、『コミュニティの社会心理学』、2013年、ナカニシヤ出版
- ・森岡正博編著、『「ささえあい」の人間学—私たちすべてが「老人」+「障害者」+「末期患者」となる時代の社会原理の探求—』、1994年、法藏館
- ・ウィリアム・モリス、『ユートピアだより』、2013年、岩波文庫
- ・大内秀明、『ウィリアム・モリスのマルクス主義 アーツ&クラフツ運動を支えた思想』、2012年、平凡社出版
- ・財団法人「日本住宅総合センター」、2010年、『空き屋再生等による地域活性化への取り組みと課題』、2009年、日本住宅総合センター
- ・岩佐明彦、『仮設のトリセツ もし、仮設住宅で暮らすことになったら』、2013年、主婦の社
- ・内橋克人編、『大震災のなかで 私たちは何をすべきか』、2011年、岩波書店

【インターネット資料】

- ・内閣府防災ホームページ (<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo.html>)
- ・社説「復興格差顕在化／支援策の再構築が急務だ」、2014年11月07日、『河北新報』（電子版：http://www.kahoku.co.jp/editorial/20141107_01.html)
- ・総務省統計局ホームページ、「共同住宅の空き家について分析 —平成 25 年住宅・土地統計調査(速報集計結果)からの推計—」(http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/10_1.htm)
2013年

²² 同上、10頁